特別支援学校給食費補助金　Q&A

Q. 対象校を教えてください。

A. 国公立の特別支援学校のうち、都立特別支援学校以外に在籍しているお子様の保護者の方が対象です。私立特別支援学校は対象外です。

Q. いくらもらえますか。

A. 江戸川区立小中学校の給食費相当額になります。就学奨励費が区分Ⅱで給食費の半額補助を受けている場合は、区給食費の半額を支給します。

令和６年４・５月の場合

小学部１・２年	小学部３・４年	小学部５・６年	中学部１〜３年
4,330 円	4,680 円	5,030 円	5,730 円

就学奨励費　支弁区分「Ⅱ段階」の場合半額

2,165 円	2,340 円	2,515 円	2,865 円

Q. なぜ保護者負担分を全額補助してくれないのですか？

A. 現在、江戸川区で行っている区立学校の給食費補助の拡大という位置づけの事業となりますので、区立学校在籍保護者への補助額を上限とさせていただいております。ご理解ください。

Q. 何月分からもらえますか。

A. 令和６年４月分から遡って支給します。

Q. いつ補助金をもらえますか。

A. ７年４月頃を予定しております。審査終了時にお送りする結果通知でお知らせいたします。

Q. もっと早く支給してほしいのですが。

A. 令和６年３月分までの支給額を計算し、まとめてお支払いする予定です。３月分までの支給額が確定してからの支給となるためご理解ください。

Q. 就学奨励費の区分Ⅱですが、補助金はもらえますか。

A. 対象にはなりますが、支給額が区給食費相当額の半額になります。

Q. 口座情報を書くところが申請書にない。

A. 申請後、支給対象者となる場合に補助金の請求書を３月上旬頃にお送りいたします。その請求書に口座情報を記入しもらい通帳コピーを添付してもらうことになります。

Q. 東京都が支弁区分を出しているのに、なぜ支弁区分通知書が必要なのですか。

A. 個人情報にあたるため、東京都から情報を提供しないと言われております。支弁区分が不明だと、お客様への補助額を決定することができず、支給ができません。ご理解ください。

Q. 生活保護受給世帯だが、支弁区分通知書の提出は必要か。そもそも、申請が必要なのか。

A. 生活保護受給世帯であれば、給食費補助の支給対象外です。ご申請いただいても支給されませんので、ご申請の必要はありません。